

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 選挙活動 | 違反をしない選挙活動を行うために 2 公職選挙法（ルール）を知る

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

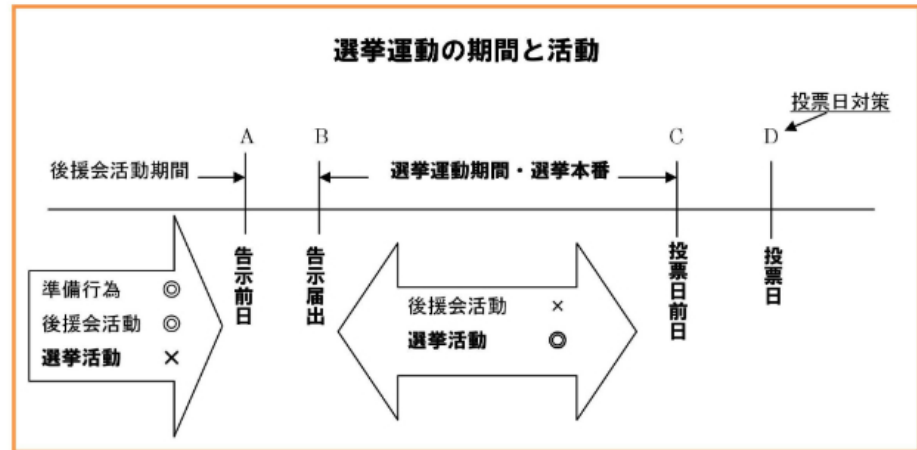
組合組織（公務員）

教育カリキュラム

違反をしない選挙活動を行うために 2 公職選挙法（ルール）を知る

選挙活動は → 「期間限定」

選挙運動の基本の第一に、選挙活動の定義として、「選挙活動の三要素」を示しました。そして、第二は、選挙活動は、告示日から投票日前日の24時までと、選挙活動ができる期間が限定されていることです。この期間内ですが、選挙活動の三要素をワンセットにした活動はできません。



🔍 キーワード検索はこちら

政治活動について

政治活動とは、労働組合の政策実現を図るために、

- ①国民運動（世論喚起、アピール活動、集会・デモ、教宣・街頭活動など）
- ②要請・依頼活動（請願、陳情、署名活動など）
- ③人材登用（各種委員会・審議会などに委員としておくる）

などがあります。

なお、後援会活動は政治活動です。後援会活動とは、「特定の人の政治活動を支持するための組織で、その後援会への加入を勧誘する行為は、政治活動として行う限りさしつかえありません。」

政治活動とは

選挙運動以外の一切の政治活動（後援会活動含む）のこと。

運動論から見た選挙運動 「選挙」は → 票ではなく人

◆選挙とは、自分が支持する①候補者名を②投票日に、③投票所において④投票用紙に、自分で書いて⑤投票箱に入れること。

□より確実な人は、頼まれた人より頼んだ人 → 運動員化が必要。

□大切なのは投票日 投票日で全てが決まる！ 投票日対策を万全に！

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.